

相楽園に入園される神戸市内在住の 65 歳以上の方、
または障がい者の方を含む団体、社会福祉施設、学校等の方へ

入園料減免に伴う団体入園届出について（お願い）

入園料が減免（無料）される下記の方を含む団体入園について、入園時の受付処理を速やかに行うため、団体入園届出書のご提出にご協力いただきますようお願いいたします。ご提出いただきましたら、手帳等の証明書のご提示は不要になります。

記

1. 入園料減免対象者

- (1) 高齢者（神戸市内在住で 65 歳以上）の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（特定難病）受給者証（登録証は不可）の交付を受けられた方について、公的な証明書（手帳を含む）をお持ちの方ご本人に限り、無料。
- (2) 1, 2 級もしくは 1 種 3 級の身体障害者手帳、療育手帳、又は 1 級の精神障害保健福祉手帳の交付を受けられた方の介護人(原則、障害者 1 人につき 1 人)に限り、無料
- (3) 社会福祉施設等の引率者または介護の方で、必要最小限の人数に限り、無料
- (4) 団体客の添乗員(ツアーコンダクター)、運転手、ガイドの方が案内される場合、無料
- (5) 神戸市内高校の在籍者又は神戸市内在住の高校生は無料
- (6) その他、特に減免が必要と認めた場合の方

2. 受付処理効率化に伴う届出書提出（別紙のとおり）

上記の対象者を含む団体で入園される方について、事前に日時、対象者等の人数、施設（団体）の種類等を届出していただくことにより、受付時における入園手続きを効率的に行わせていただきます。

以上

(2024 年 9 月 1 日更新)